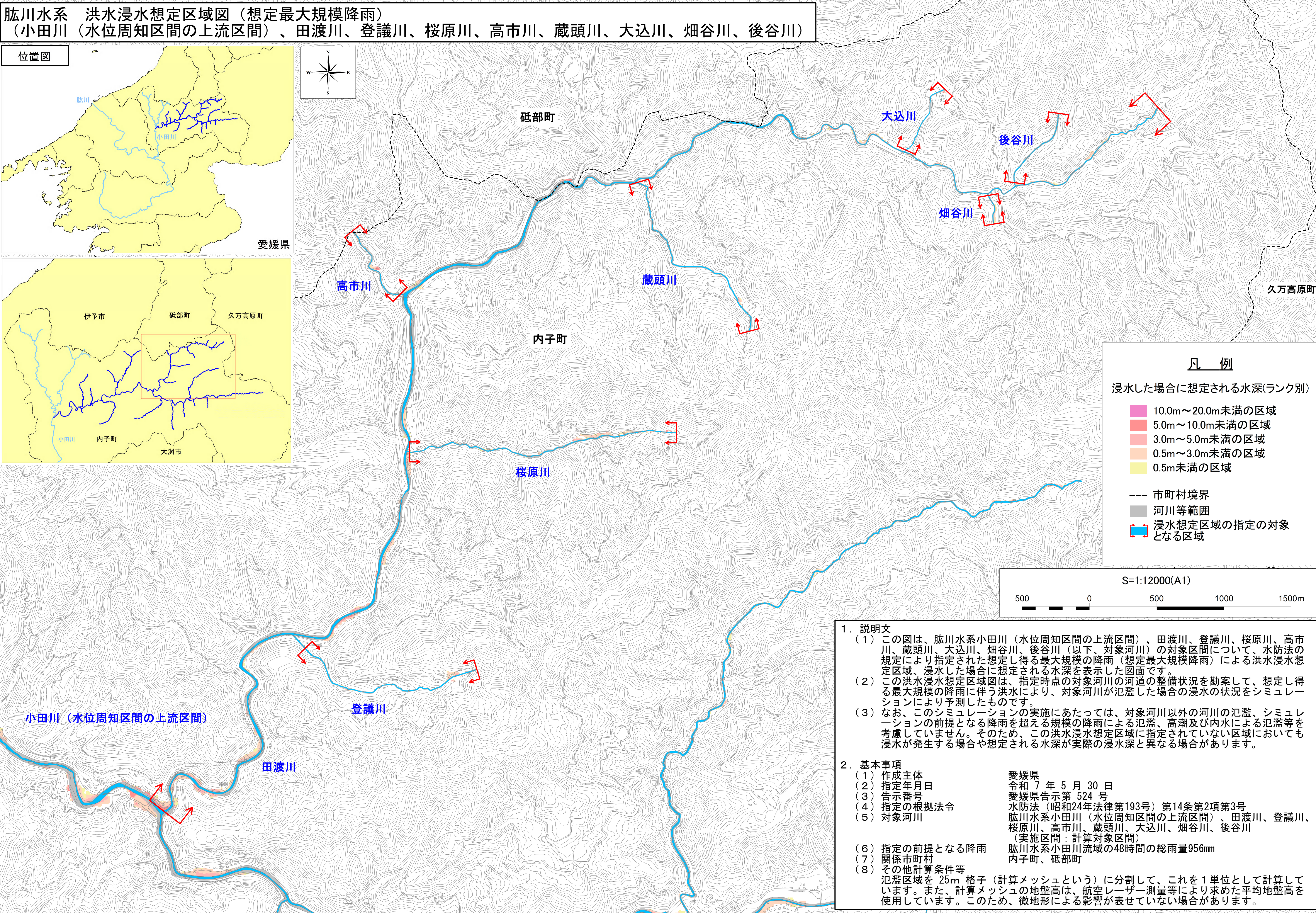
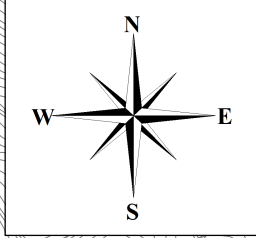
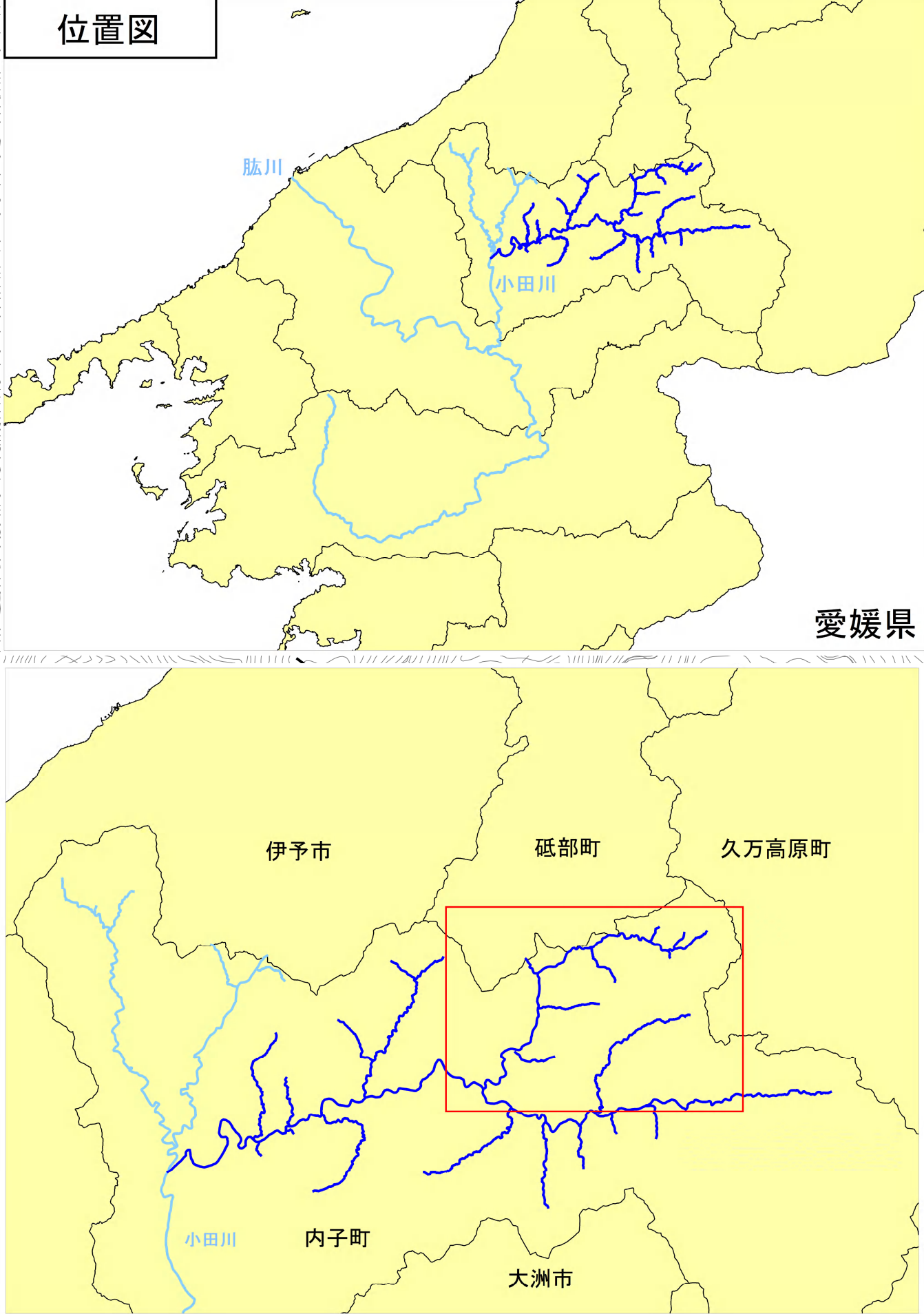


肱川水系 洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）
 （小田川（水位周知区間の上流区間）、田渡川、登議川、桜原川、高市川、蔵頭川、大込川、畑谷川、後谷川）



凡 例

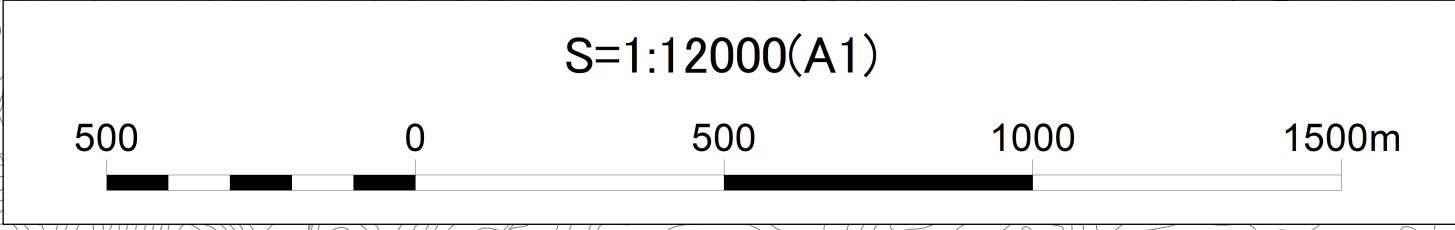
浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 10.0m～20.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

--- 市町村境界

河川等範囲

浸水想定区域の指定の対象となる区域



1. 説明文
- この図は、肱川水系小田川（水位周知区間の上流区間）、田渡川、登議川、桜原川、高市川、蔵頭川、大込川、畑谷川、後谷川（以下、対象河川）の対象区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - この洪水浸水想定区域図は、指定時点の対象河川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、対象河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象河川以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。そのため、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項
- | | |
|----------------|--|
| (1) 作成主体 | 愛媛県 |
| (2) 指定年月日 | 令和 7 年 5 月 30 日 |
| (3) 告示番号 | 愛媛県告示第 524 号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号 |
| (5) 対象河川 | 肱川水系小田川（水位周知区間の上流区間）、田渡川、登議川、桜原川、高市川、蔵頭川、大込川、畑谷川、後谷川（実施区間：計算対象区間） |
| (6) 指定の前提となる降雨 | 肱川水系小田川流域の48時間の総雨量956mm |
| (7) 関係市町村 | 内子町、砥部町 |
| (8) その他計算条件等 | 氾濫区域を 25m 格子（計算メッシュという）に分割して、これを 1 単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は、航空レーザー測量等により求めた平均地盤高を使用しています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。 |